

# 障害福祉資格取得促進支援金

本市の障害福祉人材の確保を図るため、市内障害福祉事業所へ勤務している者で、障害福祉サービスを提供する上で必要な資格を新たに取得し継続して勤務する者に対し、資格取得促進支援金を交付します。

## 対象資格

- 1 社会福祉士
- 2 精神保健福祉士
- 3 介護福祉士

## 支援金の額

- 1 社会福祉士 10万円
- 2 精神保健福祉士 10万円
- 3 介護福祉士 10万円

※支援金の交付は、対象資格ごとに1人1回を限度とします。

## 対象者

次の要件をすべて満たす者

- 1 社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格取得時に、市内の障害福祉事業所に勤務している者で、対象資格取得後、同一法人が運営している障害福祉事業所に継続して1年以上勤務している者
- 2 申請年度の前年度に対象資格を取得した者
- 3 支援金交付後も引き続き魚沼市内の障害福祉事業所に勤務する意思があること。
- 4 市税等を滞納していない者（住所地の市役所等での証明書の発行が必要です。）
- 5 魚沼市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に該当しない者

## 支援金の返還

支援金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、返還を求めることがあります。

## 必要書類

障害福祉資格取得促進支援金交付申請兼請求書（様式第1号）に下記の①～⑤の書類を添付して提出してください。（様式は市ホームページよりダウンロード可能です。）

- ① 有資格者であることを証明する書類の写し
- ② 勤務証明書（別紙1）
- ③ 市税の納税証明書（未納がない証明）
- ④ 誓約書（別紙2）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類